

三重県がん対策推進条例（仮称）
（最終案）

平成25年12月

三 重 県

三重県がん対策推進条例（仮称）（最終案）

1 目的

この条例は、県ががんの対策を重要課題としてこれまで取り組んできたものの、なお、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、県の責務並びに市町、県民、がんの予防若しくは早期発見またはがん医療に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 基本理念

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととします。

- (1) 県、市町、県民、保健医療関係者及び事業者の明確な役割分担の下に一体となってがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）の視点に立ったがん対策が推進されなければならないこととします。
- (2) がんによる死亡者を減少させるため、がんに関する教育、がんの予防及び早期発見のためのがん医療が提供されなければならないこととします。
- (3) がん患者がその居住する地域にかかわらず、がん医療が受けられるよう、地域の医療機関が連携を強化して、質の高いがん医療が提供できる体制の充実に努めていくこととします。
- (4) がん患者等が可能な限り質の高い生活が送れるよう、相談支援、緩和ケアの充実及び就労支援等を切れ目なく提供できる体制の充実に努めていくこととします。

3 県の責務

県は、市町、保健医療関係者、事業者及びがん患者等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）と連携を図り、地域の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとします。

4 市町の役割

市町は、県、保健医療関係者、事業者、関係団体等と連携を図りながら、自主的かつ主体的に、がんに関する正しい知識の普及啓発の実施、がん検診の実施及びがん検診の受診率の向上のための施策の実施に努めることとします。

5 県民の役割

- (1) 県民は、喫煙、飲酒、食生活及び運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めることとします。
- (2) 県民は、県及び市町が講ずる施策に協力するよう努めることとします。

6 保健医療関係者の役割

- (1) 保健医療関係者は、がんの予防の推進及び早期発見に寄与するとともに、がん患者等が置かれている状況を認識し、良質かつ適切ながん医療の提供に努めることとします。
- (2) 保健医療関係者は、がん患者等が求めるがんに関する情報の提供に努めることとします。
- (3) 保健医療関係者は、県及び市町が講ずる施策の推進に協力するよう努めることとします。

7 事業者の役割

- (1) 事業者は、従業員ががんを予防し、又はがん検診の受診により早期に発見することができ、がん患者等が働きながら治療を受け、若しくは療養し、又は看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めることとします。
- (2) 事業者は、県及び市町が講ずる施策の推進に協力するよう努めることとします。

8 がんの予防及び早期発見の推進

県は、がんの予防及び早期発見の推進のため、次に掲げる施策を講ずることとします。

- ① 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等、がんに関する正しい知識の普及啓発を行うこととします。
- ② 性別による特有のがん及びがんにかかりやすい年齢を考慮した予防に関する知識の普及啓発を行うこととします。
- ③ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条第1項に定める受動喫煙を防止するための施策を講ずることとします。
- ④ 早期発見に向けたがん検診の受診率の向上及びがん検診の質の向上のための施策を講ずることとします。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見に必要な施策を講ずることとします。

9 がんに関する教育

県は、学校その他の教育機関において、児童及び生徒の発達段階に応じて、がんに関する理解及びがんの予防に関する知識を深めるための教育が行われるよう必要な取組を行います。

10 がん医療の充実

県は、がん患者が適切かつ高度ながん医療を受け、がんの治療の効果を高め、療養生活の質を向上できるよう、次に掲げる施策を講ずることとします。

- ① がん診療連携拠点病院(国が定める「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。)及びがん診療連携拠点病院に準ずる病院の整備及び機能強化を促進することとします。
- ② ①に掲げる病院とその他の医療機関との連携及び協力を促進することとします。
- ③ 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保を図ることとします。
- ④ ③に掲げる医療従事者及び緩和ケア(法第16条に規定する疼痛等の緩和を目的とする医療その他の行為をいう。以下同じ。)等に従事する医療従事者等の相互連携の強化を図ることとします。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、がん医療の充実に必要な施策を講ずることとします。

11 小児がんに係るがん対策の充実

県は、小児がんに係るがん対策の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずることとします。

- ① 小児がんの実態把握
- ② 小児がん医療に関わる医療機関の連携及び協力を促進することとします。
- ③ 小児がん患者の療育環境及び教育環境の整備、その他の小児がんに係るがん対策の充実のために必要な施策を講ずることとします。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、県内における小児がん医療向上のために必要な施策を講ずることとします。

12 医科歯科連携の推進

県は、がん医療を効果的に実施するため、医科歯科連携を促進するために必要な施策を講ずることとします。

13 がん登録の推進

- (1) 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、がん登録(がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析する取組をいう。)の推進に関し必要な施策を講ずることとします。
- (2) 県は、がん登録の精度向上に資するために必要な施策を講ずることとします。

14 がん研究の推進

県は、がんの罹患率及び死亡率の低下に資する研究が促進され、その成果が活用されるよう必要な施策を講ずることとします。

15 緩和ケアの推進

県は、緩和ケアの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずることとします。

- ① がんと診断された段階からの緩和ケアの推進を図ることとします。
- ② 緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成を図ることとします。
- ③ ①～②に掲げるもののほか、緩和ケアの推進に必要な施策を講ずることとします。

16 在宅医療の推進

県は、がん患者等の意向により、住み慣れた家庭、地域等で、緩和ケア及びがんの在宅医療を受けることができるよう、必要な施策を講ずることとします。

17 がん患者等への支援

県は、がん患者等の療養生活の質の維持向上並びに身体的、精神的及び経済的な負担の軽減に資するため、次に掲げる施策を講ずることとします。

- ① がん患者等に対する相談支援体制及び情報提供の充実を図ることとします。
- ② 関係団体等の活動の促進を図ることとします。
- ③ ①②に掲げるもののほか、がん患者等への支援に関し必要な施策を講ずることとします。

18 就労の支援

県は、がん患者の就労に資するよう、就労に関する相談、情報提供その他の必要な施策を講ずることとします。

19 がん医療に関する情報の提供

県は、県民に対し、がん医療及びがん患者等に対する支援に関する情報を提供するため、必要な施策を講ずることとします。

20 県民運動

県は、市町、保健医療関係者、事業者及び関係団体等と連携し、がん対策に対する県民の理解を深め関心を高めるための取組を推進することとします。

21 がん対策推進計画

県は、法第11条第1項の規定により策定するがん対策推進計画を三重県がん対策戦略プランとし、策定又は変更するときには、この条例の趣旨に基づく内容にするとともに、三重県がん対策推進協議会等関係機関に意見を聴き、その案を公表し、広く県民等の意見を求めることとします。

22 年次報告

県は、三重県がん対策戦略プランに基づく施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表します。

23 三重県がん対策推進協議会

(1) がん対策に関し、次に掲げる事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づく知事の附属機関として、三重県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置くこととします。

- ① 三重県がん対策戦略プランに関する事項
- ② 総合的ながん対策を推進するための調整に関する事項
- ③ ①②に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(2) 協議会は、次に掲げる組織構成とすることとします。

- ① 委員20人以内で組織し、学識経験を有する者、その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命することとします。
- ② 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとします。
- ③ 委員は、再任されることができることとします。

(3) 協議会に、会長及び副会長各1人を置くこととします。

(4) 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとします。

(5) 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとします。

(6) 協議会の庶務は、健康福祉部において処理することとします。

(7) (1)～(6)に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるところとします。

24 財政上の措置

県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。